

ECO-TOP プログラム認定審査基準の改正案（新旧対象表）

改正案	現行
<p>第1条 及び第2条 （現行のとおり）</p> <p>第3条 教育課程の設定</p> <p>（1） ECO-TOP プログラムは、自然環境に関連する幅広いカリキュラムを体系的に履修することとする。カリキュラム設定に当たっては、主に動植物、生態系等、自然環境に関連し、かつ、自然科学、社会科学及び人文科学の各分野にまたがるよう、学際的かつ総合的に科目を設定することとする。</p> <p>各分野の中心となる科目は次のような科目とする。</p> <p>自然科学 : 生物学・生態学、農学・林学・造園学、地理学・地学・地図学</p> <p>社会科学 : 環境法制度、環境経済学・環境経営学、環境政策、地域環境学・景観論・自然ツーリズム学</p> <p>人文科学 : 環境倫理、コミュニケーション学、環境教育</p> <p>ECO-TOP 総合科目 : カリキュラムの導入科目</p> <p>（2） 共通する必修科目は、カリキュラムの導入科目とし、その他の必修科目については申請された教育課程の特徴を鑑み、設定することとする。</p> <p>（3） ECO-TOP プログラムのカリキュラムの導入科目は、環境分野の現在の課題と自然環境との関わりについての概論的な科目とすることとする。</p> <p><u>（4） 申請する大学は、ECO-TOP プログラムの必修科目として、カリキュラムの総合的な知識が履修生に身につけているかを評価するための科目（カリキュラム最終科目）又は安全管理・救急救命に関する科目を設定することができる。</u></p> <p>（5） ECO-TOP プログラムは、自然環境に関連する幅広い知識に基づいて、課</p>	<p>第1条及び第2条 （略）</p> <p>第3条 教育課程の設定</p> <p>（1） ECO-TOP プログラムは、自然環境に関連する幅広いカリキュラムを体系的に履修することとする。カリキュラム設定に当たっては、主に動植物、生態系等、自然環境に関連し、かつ、自然科学、社会科学及び人文科学の各分野にまたがるよう、学際的かつ総合的に科目を設定することとする。</p> <p>各分野の中心となる科目は次のような科目とする。</p> <p>自然科学 : 生物学・生態学、農学・林学・造園学、地理学・地学・地図学</p> <p>社会科学 : 環境法制度、環境経済学・環境経営学、環境政策、地域環境学・景観論・自然ツーリズム学</p> <p>人文科学 : 環境倫理、コミュニケーション学、環境教育</p> <p>ECO-TOP 総合科目 : カリキュラムの導入科目、<u>カリキュラムの最終科目及び安全管理・救急救命に関する科目</u></p> <p>（2） 共通する必修科目は、カリキュラムの導入科目、<u>カリキュラムの最終科目、安全管理・救急救命に関する科目</u>とし、その他の必修科目については申請された教育課程の特徴を鑑み、設定することとする。</p> <p>（3） ECO-TOP プログラムは、自然環境に関連する幅広い知識に基づいて、課題を見出し、解決する主体性と行動力を身に付けるものとする。そのため、現場の課題に基づき解決する演習型学習（プロジェクト・ベースト・ラーニング）を重視することとする。</p> <p>（4） ECO-TOP プログラムのカリキュラムの導入科目として、環境分野の現在の課題と自然環境との関わりについての概論的な科目を設定することとする。</p> <p>（5） ECO-TOP プログラムのカリキュラムの最終科目として、カリキュラムの</p>

題を見出し、解決する主体性と行動力を身に付けるものとする。そのため、現場の課題に基づき解決する演習型学習（プロジェクト・ベースト・ラーニング）を重視することとする。

(6) ECO-TOP プログラムでは、現場感覚を身に付けた人材を育成するため、企業、行政及び NPO の三者全てに関わるインターンシップを実施することとする。実施に際しては、企業、行政及び NPO それぞれ個別の実施、あるいは複数の主体による共同での実施も可とする。

(7) ECO-TOP プログラムのインターンシップは、インターンシップ修了後に履修生によるインターンシップの報告、ディスカッション等事後の検討を実施することとする。

第4条 教育の量

(1) ECO-TOP プログラムは2年間に相当する学習・教育で構成され、**31単位以上**を取得し、学士以上の学位を得た者を修了生とする。

(2) ECO-TOP プログラムのカリキュラムは、必修科目と選択科目とから構成される中から**27単位以上**を設定することとする。

(3) ECO-TOP プログラムのカリキュラムは、自然科学、社会科学、人文科学の三つの分野において、一つの分野につき6単位以上を設定することとする。

(4) ECO-TOP プログラムのカリキュラムは、実習・演習型の科目を6単位以上設定することとする。

(5) ECO-TOP 総合科目として、カリキュラムの導入科目を2単位として設定することとする。

(6) インターンシップは、4単位以上を設定することとする。

第5条 教育手段・方法・評価

(1) ECO-TOP プログラムの教育目標を達成するために必要な資質を持った学生が入学し、認定されたプログラムを履修することができるよう、具体的な教育方法が定められ、学内外に開示されていることとする。

(2) ECO-TOP プログラムの教育目標を達成するために必要なカリキュラ

総合的な知識が履修生に身に付いているかを評価するための科目を設定することとする。

(6) ECO-TOP プログラムでは、現場感覚を身に付けた人材を育成するため、企業、行政及び NPO の三者全てに関わるインターンシップを実施することとする。実施に際しては、企業、行政及び NPO それぞれ個別の実施、あるいは複数の主体による共同での実施も可とする。

(7) ECO-TOP プログラムのインターンシップは、インターンシップ修了後に履修生によるインターンシップの報告、ディスカッション等事後の検討を実施することとする。

第4条 教育の量

(1) ECO-TOP プログラムは2年間に相当する学習・教育で構成され、**34単位以上**を取得し、学士以上の学位を得た者を修了生とする。

(2) ECO-TOP プログラムのカリキュラムは、必修科目と選択科目とから構成される中から**30単位以上**を設定することとする。

(3) ECO-TOP プログラムのカリキュラムは、自然科学、社会科学、人文科学の三つの分野において、一つの分野につき6単位以上を設定することとする。

(4) ECO-TOP プログラムのカリキュラムは、実習・演習型の科目を6単位以上設定することとする。

(5) ECO-TOP 総合科目として、カリキュラムの導入科目を2単位、**カリキュラムの最終科目を2単位**として設定することとする。

(6) インターンシップは、4単位以上を設定することとする。

第5条 教育手段・方法・評価

(1) ECO-TOP プログラムの教育目標を達成するために必要な資質を持った学生が入学し、認定されたプログラムを履修することができるよう、具体的な教育方法が定められ、学内外に開示されていることとする。

(2) ECO-TOP プログラムの教育目標を達成するために必要なカリキュラ

ム及びインターンシップが設計され、学内外に開示されていることとする。

(3) ECO-TOP プログラムの科目の授業計画（シラバス）及びインターンシップの計画が作成され、学内外に開示されていることに加え、それによって教育が実施されていることとする。また、シラバスではそれぞれの科目ごとにカリキュラムの中での位置付けが明らかにされ、その教育の内容・方法、達成目標及び成績の評価方法等が示されていることとする。

(4) インターンシップの実施中は、実施計画に鑑みて実施主体から大学へ報告を行い、インターンシップ修了後は、履修生によるインターンシップの報告、ディスカッション等を実施し、大学において適正に評価されていることとする。

第6条 教育・指導体制

(学科等) (現行のとおり)

(科目)

認定を受けようとする学科等においては、ECO-TOP プログラムに必要な科目について、全て開設することを原則とする。ただし、ECO-TOP プログラムの科目内容の水準を維持し、更に向上を図る観点から、インターンシップを除く半数まで (27単位中の13単位以下)、同一学部の他の学科又は他学部において開設することを認める。

(プログラム・科目の指導) (現行のとおり)

第7条 教員組織 (現行のとおり)

第8条 教育点検・教育改善

(教育点検) (現行のとおり)

(科目の水準点検)

(1) インターンシップ終了後の履修生によるインターンシップの報告、デ

ム及びインターンシップが設計され、学内外に開示されていることとする。

(3) ECO-TOP プログラムの科目の授業計画（シラバス）及びインターンシップの計画が作成され、学内外に開示されていることに加え、それによって教育が実施されていることとする。また、シラバスではそれぞれの科目ごとにカリキュラムの中での位置付けが明らかにされ、その教育の内容・方法、達成目標及び成績の評価方法等が示されていることとする。

(4) ECO-TOP プログラムのカリキュラムの最終科目は、大学から東京都へ修了者を認証申請するための最終科目となることから、大学において適正に評価されていることとする。

(5) インターンシップの実施中は、実施計画に鑑みて実施主体から大学へ報告を行い、インターンシップ修了後は、履修生によるインターンシップの報告、ディスカッション等を実施し、大学において適正に評価されていることとする。

第6条 教育・指導体制

(学科等) (略)

(科目)

認定を受けようとする学科等においては、ECO-TOP プログラムに必要な科目について、全て開設することを原則とする。ただし、ECO-TOP プログラムの科目内容の水準を維持し、更に向上を図る観点から、インターンシップを除く半数まで (30単位中の14単位以下)、同一学部の他の学科又は他学部において開設することを認める。

(プログラム・科目の指導) (略)

第7条 教員組織 (略)

第8条 教育点検・教育改善

(教育点検) (略)

(科目の水準点検)

(1) ECO-TOP 最終科目については、検討会委員が立会うことができること

ディスカッション等の実施については、検討会委員が立会うことができることとする。

(継続的改善) (現行のとおり)

第9条 認定後の課程の変更 (現行のとおり)

附 則

この審査基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成29年11月9日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成30年 月 日から施行し、この審査基準の施行後に都が認定又は承認する大学の課程認定、更新認定及び変更承認の審査に適用する。

とする。

(2) インターンシップ終了後の履修生によるインターンシップの報告、ディスカッション等の実施については、検討会委員が立会うことができることとする。

(継続的改善) (略)

第9条 認定後の課程の変更 (略)

附 則

この審査基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成29年11月9日から施行する。